

平成27年度公正取引委員会実績評価書(標準様式)

(公正取引委員会27-①)

施策名	独占禁止法違反行為に対する措置等 審判手続					
施策の概要	審判手続は、公正取引委員会が行った独占禁止法違反行為に係る排除措置命令又は課徴金納付命令に対する再審査を行い、審決を行う手続である。 (審判手続は、平成25年独占禁止法改正法により廃止されたが、同改正法附則第2条の規定により、平成27年3月31日までに排除措置命令又は課徴金納付命令に係る事前通知が行われた事件については、なお従前の例によることとされている。)					
達成すべき目標	2年以内のできるだけ短い期間内に審判手続(廃止前の審判規則第18条における「審判手続」であり、審判開始の通知から両当事者が最終意見陳述を終了するまでの手続)を終結させる等、審決に至る審判手続の適正な運用を図ることにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度	26年度	27年度	28年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	4,330	4,020	3,919	
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0		
		合計(a+b+c)	4,330	4,020		
執行額(千円)	2,758	2,734				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	—					

測定指標(注1)	審判手続に要する期間(注2)	実績値					評価対象年度	達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	25年度・26年度	相当程度進展あり
		32.6か月	15.6か月	16.8か月	16.5か月	32.4か月		
	年度ごとの目標値	2年以内						
	審判手続の運用状況	施策の進捗状況(実績)					評価対象年度	達成
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	25年度・26年度	相当程度進展あり
別紙のとおり。								
年度ごとの目標値								

(注1) 景品表示法違反事件審決、同意審決を除く審決を対象とする。

(注2) 当該年度に行われた審決について、審判手続開始から審判手続終了までの期間を平均したもの。期間については、30日を1月として概算している。

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 審判手続に要する期間を2年以内とする目標については、今回評価期間に出された審決について要した審判手続の期間は、平成25年度においては16.5月と目標を達成したが、平成26年度は32.4月、今回評価期間の平均では27.3月であり、若干目標とする期間を超過しているものの、同一事件(多数当事者によるカルテル事案)についての審判事件30件が併合され、実質的に1件として審理されたものが2年を超えたことによる影響を考慮すると、ほとんど目標を達成しているということができ、相当程度進展があると考えられる。 また、審決取消訴訟が提起されなかった審決の割合は若干減少しているものの、審決のほとんどは判決により取り消されておらず、公正かつ自由な競争の維持・促進に資するよう、審判手続の適切な運用ができていると考えられる。
	施策の分析	測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、適切な審決のために必要かつ有効であり、効率的に実施されていると評価できる。 しかし、審判手続に2年超を要する事案があることから、平成25年改正法附則第2条の規定により係属中の審判事件について、引き続き、効率的な審判手続の運営に取り組んでいく必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 平成25年改正法附則第2条の規定により係属中の審判事件に関し、その審決の内容の公正を確保するため、引き続き審判手続の適正な運用を図っていく。 なお、審判手続は、平成25年改正法によって廃止された。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・実績評価書資料の表2(「審決取消訴訟が提起されなかった審決件数」)記載の「審決件数」が、「うち審決取消訴訟が提起されなかった審決件数」及び表3(「審決取消訴訟によって取り消された審決件数」)記載の「審決取消訴訟提起件数」の合計件数にならないのはなぜか。(小西委員) (表2記載の「うち審決取消訴訟が提起されなかった審決件数」は、当該年度内に審決を行った事案のうち、審決取消訴訟が提起されなかった審決の件数であり、審決取消訴訟が翌年度に提起されている事案もある。一方、表3は、当該年度内に審決取消訴訟が提起された件数であり、前年度に審決を行った事案も含まれている。また、表3は東京高等裁判所の事件番号数で数えており、例えば、平成26年度であれば、多数当事者によるカルテル事案について、排除措置命令及び課徴金納付命令に係る30件の審決を行ったところ、うち24件について審決取消訴訟が提起され、東京高等裁判所では、まとめて1件の事件番号で扱っていることから、1件の審決取消訴訟が提起されたと整理している旨回答した。)</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>「独占禁止法違反事件の処理状況」(平成25年度及び平成26年度) (注)前記資料等は全て公正取引委員会官房総務課において保管している。</p>
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>審決訟務室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>審決訟務室長 岩下 生知</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年4月～7月</p>
--------------	--------------	-----------------------------	--------------------------	-----------------	-------------------

		施策の進捗状況(実績)				
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
測定指標	審判手続の運用状況	以下を始め、審判手続の適正な運用に努めた。 ① 審決取消訴訟が提起されなかった審決件数(注1)[10件] ② 審決取消訴訟によって取り消された審決件数(注2)[1件]	以下を始め、審判手続の適正な運用に努めた。 ① 同左[7件] ② 同左[0件]	以下を始め、審判手続の適正な運用に努めた。 ① 同左[3件](注3) ② 同左[1件]	以下を始め、審判手続の適正な運用に努めた。 ① 同左[9件] ② 同左[1件]	以下を始め、審判手続の適正な運用に努めた。 ① 同左[8件] ② 同左[0件]
	年度ごとの目標値	審判手続の適正な運用を図る。				

(注1) 当該年度になされた審決(景品表示法違反事件審決及び平成17年改正前の独占禁止法に基づく同意審決は除く。)のうち、審決取消訴訟が提起されなかったものの件数

(注2) 当該年度に提起された訴訟のうち、審決の全部又は一部が取り消されたものの件数(一部、前年度になされた審決を含む。)

(注3) 平成24年度の実績値は、被審人以外の者によって審決取消訴訟が提起された審決を含む。

実績評価書資料

担当課 審決訟務室

1. 評価対象施策

独占禁止法違反行為に対する措置等
審判手続

【具体的内容】

審判手続は、公正取引委員会が行った独占禁止法違反行為に係る排除措置命令又は課徴金納付命令に対する再審査を行い、審決を行う手続である。

（審判手続は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 100 号。以下「平成 25 年改正法」という。）の施行（平成 27 年 4 月 1 日）により廃止された。ただし、平成 25 年改正法附則第 2 条の規定により、平成 27 年 3 月 31 日までに排除措置命令及び課徴金納付命令に係る事前通知が行われた事件については、なお従前の例によることとされている。）

2. 施策の目標（目標達成時期）

2年以内のできるだけ短い期間内に審判手続（廃止前の審判規則第 18 条における「審判手続」であり、審判開始の通知から両当事者が最終意見陳述を終了するまでの手続）を終結させる等、審決に至る審判手続の適正な運用を図ることにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する（平成 25 年度及び平成 26 年度）。

3. 評価の実施時期

平成 27 年 4 月～7 月

4. 評価の観点

- (1) 審判手続は適切な審決を行うため必要か（必要性）。
- (2) 審判手続は適切な審決が出される上で有効なものであったか（有効性）。
- (3) 審判手続は効率的に行われたか（効率性）。

5. 施策の実施状況

(1) 審判手続の概要

審判手続は、公正取引委員会が行った独占禁止法違反行為に係る排除措置命令（平成 25 年改正法による改正前の独占禁止法（以下「法」という。）第 49 条）又は課徴金納付命令（法第 50 条）に対する再審査を行い、審決（法第 66 条）を行う手続であり、原処分不服のある者から審判請求があった場合には、

公正取引委員会は原則として審判手続を開始しなければならない（法第 52 条第 3 項）。審判請求をする者は、審判請求書において、命令の取消し又は変更を求める範囲を明らかにするように請求の趣旨を記載し、原処分に対する主張を明らかにしなければならない（同条第 2 項）。また、審査官は、審判に立ち会い、原処分の原因となる事実及び法令の適用並びに原処分が相当であることについて主張し、証拠の申出その他必要な行為をすることができる（法第 58 条）。被審人は、審判に際して、原処分が不当である理由を述べ、かつ、これを立証する資料を提出すること等ができる（法第 59 条）。

公正取引委員会は、審判手続において取り調べられた証拠によって事実を認定して、審決を行う（法第 68 条）。

なお、公正取引委員会は、審判手続の全部又は一部を審判官に委任することができ（法第 56 条）、実際、審判官によって審判手続の一部が行われることが一般的である。審判官が審判手続の一部を行った場合、審判官は審決案を作成し、これを事件記録とともに公正取引委員会に提出し（平成 27 年公正取引委員会規則第 2 号による廃止前の公正取引委員会の審判に関する規則（以下「規則」という。）第 73 条）、公正取引委員会はこれらを踏まえて審決を行う。審決は、被審人に審決書の謄本を送達することによって効力を生ずる（法第 70 条の 2 第 3 項）。

（注） 審判官が審判手続を行った場合、被審人は公正取引委員会に対し直接陳述の申出（法第 63 条、規則第 76 条）を行うことができ、また、審査官及び被審人は、審決案に対する異議の申立て（規則第 75 条）ができる。

審判手続について、規則においては、審判官は、2 年以内のできるだけ短い期間内に審判手続（審判開始の通知から両当事者が最終意見を陳述することにより結審するまでの手続）を終結させることを目標として、充実した手続を実施することにより、当該目標を実現するよう努め、審判官、審査官及び被審人又はその代理人は、適正かつ迅速な審理の実現のため、審判手続の計画的な進行を図らなければならないとしている（規則第 18 条）。

(2) 審判手続に要する期間

評価対象期間である平成 25 年度及び平成 26 年度の審判手続開始から審判手続終結（結審）までの期間は、表 1 のとおりである。

表 1 審判手続開始から審判手続終結（結審）までの期間（注 1, 2）

	年 度	審決件数	平均期間（月）	うち 2 年以内で手続終結した件数
前 回	平成 22 年度	22	32.6	7
	平成 23 年度	12	15.6	12

評価期間	平成 24 年度	13	16.8	12
	評価期間全体	47	20	31
今回評価期間	平成 25 年度	15	16.5	13
	平成 26 年度	32	(注3) 32.4	(注4) 2
	評価期間全体	47	27.3	15

(注1) 景品表示法違反事件審決及び同意審決を除く。

(注2) 当該年度に行われた審決について、審判手続開始から審判手続終了までの期間を平均したもの。期間については、30日を1月として概算している。

(注3) 平成26年度の審決件数は33件であるが、うち1件は、審判手続を経ず審決を行ったものであるため、期間の計算に当たっては考慮しない。

(注4) 平成26年度の審決件数32件のうち30件は同一事件であり、多数当事者によるカルテル事案に係る審判手続が併合され、実質的には1件として審理されており、その余の2件は2年以内で審判手続が終了している。

(3) 審判手続の運用状況

審決については、東京高等裁判所にその取消しを求める訴訟（以下「審決取消訴訟」という。）を提起することができる（法第77条）。平成22年度以降、審決取消訴訟が提起されなかった審決件数等については、表2のとおりである。また、審決取消訴訟によって取り消された審決件数は表3のとおりである。

表2 審決取消訴訟が提起されなかった審決件数（注1）

	年 度	審決件数	うち審決取消訴訟が提起されなかった審決件数	審決取消訴訟が提起されなかった審決の割合
前回評価期間	平成 22 年度	22	10	45.5%
	平成 23 年度	12	7	58.3%
	平成 24 年度	13	(注2) 3	23.1%
	合 計	47	20	42.6%
今	平成 25 年度	15	9	60%

回 評 価 期 間	平成 26 年度	33	8	24.2%
	合 計	48	17	35.4%

(注 1) 景品表示法違反事件審決及び同意審決を除く。

(注 2) 被審人以外の者によって審決取消訴訟が提起された審決を含む。

表 3 審決取消訴訟によって取り消された審決件数 (注 1, 2)

	年 度	審決取消訴訟 提起件数	うち取り消され た審決件数 (注 3)
前 回 評 価 期 間	平成 22 年度	11	1
	平成 23 年度	4	0
	平成 24 年度	(注 4) 5	1
	合 計	20	2
今 回 評 価 期 間	平成 25 年度	6	1
	平成 26 年度	2	0
	合 計	8	1

(注 1) 審決取消訴訟提起件数は、当該年度内に東京高等裁判所に提起された審決取消請求訴訟件数を、裁判所の事件番号数で数えているものである。

(注 2) 景品表示法違反事件審決及び同意審決を除く。

(注 3) 判決によって取り消された審決の件数を、当該審決取消訴訟が提起された年度に従って集計したもの。

(注 4) 被審人以外の者によって審決取消訴訟が提起された審決を含む。

6. 評価

(1) 必要性

審判手続は、市場構造等を踏まえて違法性を判断する必要がある独占禁止法違反行為について、司法手続に類似した対審構造型の争訟的聴聞手続を採用して当事者に主張・立証の機会を十分に与え、その上に立って適切な審決を行うことが必要であるとの考えに立ち、法により定められている手続である。審判手続は、平成 25 年改正法により廃止されたが、施行日現在において係属しているもの等については、当事者の手続の安定性等の観点から、なお従前の例に

よることとされているものであり、これらについては、法律にのっとって適正に手続を進めることが必要である。

(2) 有効性

審判手続の有効性について、審判手続により適切な審決が出されていれば、被審人が審決に対して審決取消訴訟を提起せず、また、審決取消訴訟が提起されたとしても審決が取り消されないとの観点から評価を行った。

まず、表2のとおり、今回評価期間に出された48件の審決のうち、審決取消訴訟が提起されなかったのは17件であり、その割合は35.4%である。

なお、前回評価期間に出された47件の審決のうち、審決取消訴訟が提起されなかったのは20件であり、その割合は42.6%であることと比較すると、今回評価期間に審決取消訴訟が提起されなかった審決の割合が若干低くなっている。

次に、表3のとおり、今回評価期間に審決取消訴訟が提起された8件の審決のうち、少なくとも東京高等裁判所における判決が下されている6件において取り消された審決は、1件にとどまっており（5件は勝訴が確定）、審決取消訴訟が提起された審決のほとんどは判決により取り消されていない。前回評価期間に審決取消訴訟が提起された20件の審決についても、取り消された審決は、2件にとどまっており、前回評価期間から今回評価期間まで引き続き、取り消される件数は少ないままである。

以上を踏まえて、有効性について検証を行う。

今回評価期間に出された審決について、審決取消訴訟が提起されなかった審決の割合は35.4%と、前回評価期間の42.6%から若干減少している（ただし、いずれの期間においても、分母が50件を下回り、審決取消訴訟が1件提起されると2%以上割合が変化することに留意する必要がある。）。審決取消訴訟が提起される割合が前回評価期間に比して増えていることについては、その性質上当該割合には増減があるところ、審判手続の有効性を判断するに当たっては、審判手続を経て出された審決が取り消されることなく確定しているか否かが重要であると考えられる。

この点を踏まえれば、平成25年度及び平成26年度のいずれも、ほとんどの審決は判決によって取り消されていないことから、審判手続は有効であると評価できる。

なお、前回評価期間に比して審決取消訴訟が提起される割合が若干増えているため、平成25年改正法附則第2条の規定により係属中の審判事件について、引き続き適切な審判手続の運用をさらに図っていく必要がある。

(3) 効率性

審判手続の効率性については、今回評価期間における審判手続に要する期間の観点から評価を行った。

まず、審判手続の開始から審判手続終結（結審）までに要する期間を2年以内とすることを目標としているところ（規則第18条）、今回評価期間全体における審判開始から審判手続終結（結審）までの平均期間は、表1のとおり、平均27.3月であり、全体の31.9%に当たる15件が2年以内に審判手続を終結している。

これを年度ごとにみると、平成25年度においては、平均期間が16.5月、2年以内に結審した件数が13件であり、十分目標を達成していると評価できる水準である。

また、平成26年度においては、平均期間が32.4月、2年以内に結審した件数が2件となっており、目標を達成できていないように見えるが、平成26年度の32件中、2年以上の期間を要した30件は同一事件であり、多数当事者によるカルテル事案が併合されて実質的に1件として審理されていたものである（所要期間：2年8か月）。同年度のその余の2件は2年以内に審判手続を終結しているものであり、このことを考慮して、併合された多数当事者によるカルテル事案を1件とみなすと平成26年度の平均期間は23.1月であり、おおむね目標に近い実績を達成できていると評価できる。

以上から、全体としてはほぼ目標を達成できていると評価できるものであり、審判手続は効率的に運営されているといえるが、平成26年度において、目標期間を超えていることから、平成25年改正法附則第2条の規定により係属中の審判事件について、引き続き、2年以内のできるだけ短い期間内に審判手続を終結させるよう努める。

(4) 総合的評価

ア 目標達成度合いの測定結果

- (7) 各行政機関共通区分
相当程度進展あり

(イ) 判断根拠

審判手続に要する期間を2年以内とする目標については、今回評価期間に出された審決について要した審判手続の期間は、平成25年度においては16.5月と目標を達成したが、平成26年度は32.4月、今回評価期間の平均では27.3月であり、若干目標とする期間を超過しているものの、同一事件（多数当事者によるカルテル事案）についての審判事件30件が併合され、実質的に1件として審理されたものが2年を超えたことによる影響を考慮すると、ほとんど目標を達成しているということができ、相当程度進展があると考えられる。

また、審決取消訴訟が提起されなかった審決の割合は若干減少しているものの、審決のほとんどは判決により取り消されておらず、公正かつ自由

な競争の維持・促進に資するよう、審判手続の適切な運用ができていると考えられる。

イ 施策の分析

測定指標全体を通じて評価すれば、本件取組は、適切な審決のために必要かつ有効であり、効率的に実施されていると評価できる。

しかし、審判手続に2年超を要する事案があることから、平成25年改正法附則第2条の規定により係属中の審判事件について、引き続き、効率的な審判手続の運営に取り組んでいく必要がある。

ウ 次期目標等への反映の方向性

○ 施策

平成25年改正法附則第2条の規定により係属中の審判事件に関し、その審決の内容の公正を確保するため、引き続き審判手続の適正な運用を図っていく。

なお、前記1記載のとおり、審判手続は、平成25年改正法によって廃止された。

7. 第三者の知見の活用

政策評価委員会における各委員の主な意見は以下のとおりである。

<p>○ 表2記載の「審決件数」が、「うち審決取消訴訟が提起されなかった審決件数」及び表3記載の「審決取消訴訟提起件数」の合計件数にならないのはなぜか。</p> <p>(表2記載の「うち審決取消訴訟が提起されなかった審決件数」は、当該年度内に審決を行った事案のうち、審決取消訴訟が提起されなかった審決の件数であり、審決取消訴訟が翌年度に提起されている事案もある。一方、表3は、当該年度内に審決取消訴訟が提起された件数であり、前年度に審決を行った事案も含まれている。また、表3は東京高等裁判所の事件番号数で数えており、例えば、平成26年度であれば、多数当事者によるカルテル事案について、排除措置命令及び課徴金納付命令に係る30件の審決を行ったところ、うち24件について審決取消訴訟が提起され、東京高等裁判所では、まとめて1件の事件番号で扱っていることから、1件の審決取消訴訟が提起されたと整理している旨回答した。)</p>	小西委員
--	------